

東京2020  
オリンピック・パラリンピック競技大会

# 交通規制のお知らせ

▶区の担当:オリンピック・パラリンピック事業担当係

## 射撃競技会場周辺

期間 7/24(土)～8/2(日)、8/30(日)～9/5(日)

- 会場周辺の混雑緩和のため、交通規制が行われる場合があります。
- 交通規制は、渋滞などの状況に応じて実施されます。
- 迂回エリア内の通行はご遠慮ください。

問合せ 東京2020お問い合わせ窓口 ☎0570-09-2020



詳しくは、コチラ▶



## 公道での聖火リレーは中止になりました

7月17日(土)に区内で予定していた聖火リレーは、東京都聖火リレー実行委員会の決定により公道での開催が中止になりました。▶問合せ:東京都聖火リレー実行委員会事務局 ☎6732-8484

### 75歳以上の方へ

令和3年度

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。▶問合せ:後期高齢者保険料係 ☎5984-4588

### 決定通知書を7月14日(水)に発送

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、2年中の所得を基に計算します。納付方法など詳しくは、決定通知書をご覧ください。

### 保険料の計算方法

$$\text{①所得割額} + \text{②均等割額} = \text{年間保険料(①+②)}$$

賦課基準額(※)×8.72% + 4万4100円/人 = (限度額64万円)

※賦課基準額=2年中の総所得金額等-住民税基礎控除額。

### 均等割額の軽減措置が一部見直しされました

詳しくは、お問い合わせください。

対象世帯の総所得金額等の合計	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の人数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の人数-1)+28万5000円×(被保険者数)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の人数-1)+52万円×(被保険者数)以下	2割

### 保険料を減額・免除します

新型コロナウイルス感染症の影響により下記に当てはまる場合には、保険料の減免を行います。減免には申請が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。 ※令和2年の所得状況などによって減免の対象とならない場合があります。

対象
次のA④のいずれかに当てはまる場合 A④主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 B④主な生計維持者が次の①～③の全てに当てはまる場合 ①3年の事業収入等(※)のいずれかの減少見込み額が2年の10分の3以上 ②2年の合計所得金額が1000万円以下 ③減少が見込まれる事業収入等を除いた2年の所得が400万円以下 ※事業収入等…給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入

### 休日急患診療所

※予約不要。健康保険証が必要です。

- 小児科 ①練馬区夜間救急こどもクリニック(区役所東庁舎2階) ☎3994-2238
- 内科・小児科 ②練馬休日急患診療所(区役所東庁舎2階) ☎3994-2238
- 小児科 ③石神井休日急患診療所(石神井庁舎地下1階) ☎3996-3404
- 歯科 ④練馬歯科休日急患診療所(区役所東庁舎3階) ☎3993-9956

▶受付時間:①～③土曜18:00～21:30、日曜・祝休日10:00～11:30・13:00～16:30・18:00～21:30 ※①は平日20:00～22:30も対応しています。④日曜・祝休日10:00～11:30・13:00～16:30